

船舶料理士資格について(報告)

- － 限定船舶料理士の指定国追加 －
(フィリピン、バングラデシュ)
-

船舶料理士資格証明書

■ 配乗要件

航海中に食料調理を船内で行う場合、**船舶料理士資格証明書が必要**

- 遠洋区域 or 近海区域を航行区域とする船舶 又は 第3種の従業制限を有する漁船
- 1000GT以上

■ 資格取得要件

- ①18歳以上
- ②船舶料理士試験合格者 又は **同試験合格者と同等以上の能力を有する者**、
海上保安学校主計コース卒業者、調理師、栄養士
- ③船内調理業務経験1年以上（資格取得ルート※により、3ヶ月or1ヶ月の場合あり）

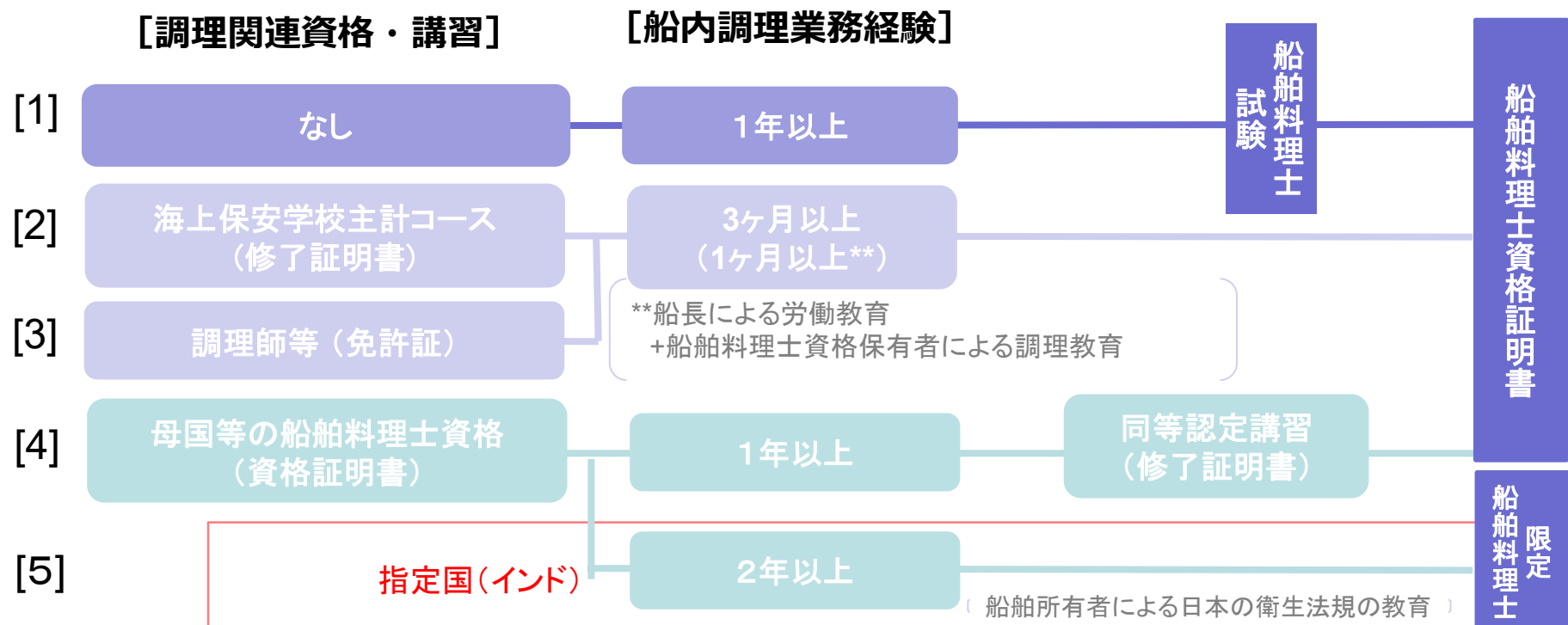
※資格取得ルートについては次頁参照

（船員法第80条第4項、船内における食料の支給を行う者に関する省令第1条）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
船舶料理士	213	267	312	333	345	395

船舶料理士の資格取得ルート(R8.6現在)

- 船舶料理士資格の資格取得ルートは以下の5つ。
- 国外に居住する者は、[4]のとおり母国等の船舶料理士資格及び1年以上の船内調理業務経験を有し、船員政策課長が認定する同等認定講習機関において学科・実技講習を修了する必要がある。
 - * 同等認定講習とは、[1]の船舶料理士試験合格者と同等以上の能力を有すると認められる者を養成する講習であり、40時間程度の課程で実施されている（講習機関は、フィリピンに3機関、インドに1機関）。
- また、[5]のとおり、日本の船舶料理士試験で求めている要素を満たしていることを確認できた外国（指定国）の船舶料理士資格保有者については、[4]とは別に、日本人船員が乗り組まない船舶のみに乗船する船舶料理士（限定船舶料理士）となることができる。



指定国の追加(フィリピン、バングラデシュ)

- 文書確認、現地担当省庁へのヒアリング、現地訓練機関へのヒアリングを通じて、
 - ・フィリピンの「National CertificateⅢ in Ship's Catering」
 - ・バングラデシュの「Ship's Cook」

については、日本の船舶料理士試験において求めている要素を満たしたことが確認できたため、指定国に追加することとする。

フィリピン

■ 該当資格名

- ・ National CertificateⅢ in Ship's Catering

■ 担当省庁

- ・ Technical Education and Skills Development Authority (TESDA)

■ 主な資格取得要件 Training Regulations 'Ship's Catering NCⅢ' section 4

- ・ TESDA指定の訓練機関において、NCⅢのトレーニングプログラム＊を終了していること。
 - ＊ 最低トレーニング時間が160時間。
- ・ トレーニングプログラム修了の後に、TESDAの試験に合格すること。

バングラデシュ

■ 該当資格名

- ・ Ship's Cook

■ 担当省庁

- ・ Department of Shipping (DOS)

■ 主な資格取得要件 Merchant Shipping Officers and Ratings Training, Certification, Recruitment, Work Hours and Watch keeping Rules, 2011

- ・ DOSの認可した訓練機関において、Pre-Seaトレーニング（最低189時間）を修了していること。
- ・ 国立機関において、Post-Seaトレーニング（30時間）を修了していること。
- ・ DOSの行う試験に合格すること。